

## 緊急事態宣言解除!!

## 町長からのお礼とお願いのメッセージ

町民の皆さんには長期にわたって大変なご不便をおかけしましたが、福岡県は5月14日に緊急事態宣言解除の日を迎えることができました。

幸いにして鞍手町では今日まで一人の感染者の報告もありませんでした。これは、ひとえに町民の皆さんのご理解とご協力、さらには新型コロナウイルス感染症に対する意識の高さと行動力のおかげであり、改めて心より感謝申し上げます。

しかしながら緊急事態宣言の対象から外れたとはいえ、以前の生活や経済活動を取り戻すにはもう少し時間が必要です。当分の間は第2波のリスクがあると懸念されていますので、気の緩みや油断は禁物です。今後も密閉、密集、密接の3密を避け、人と人との距離〈ソーシャル・ディスタンス〉をしっかりと確保することやマスクの着用、こまめな手洗いなど「新しい生活様式」により感染症拡大を防止することで、自分や家族、大切な人を守り、日ごろの暮らしを取り戻していくことが望まれます。

町では国や県の緊急経済対策とともに住民生活に過大な負担が生じていることや中小事業者、個人事業主が経済的に大きな打撃を受けていることなどから町独自の支援策を定めました。

支援策の財源としては国の臨時交付金や町の財政調整基金に加えて、今秋に予定していた町民体育祭や元気まつりなどのイベントを実行委員会の役員の皆さんにご了承いただき、開催を中止することとしました。町民の皆さんには楽しみにされていた人も多くいたと思いますが、イベント開催のための費用は新型コロナウイルス感染症に伴う町独自の支援策の財源に充てることとします。

今後も町民の皆さんとともに感染症拡大防止に努めることで新型コロナウイルス感染症を克服し、前に進んでいこうと思いますので、引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和2年6月

鞍手町長 岡崎 邦博



5月14日に緊急事態宣言は解除されましたが、町では、今後も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、大規模イベントや行事等を中止・延期します。ここに掲載されていなくても中止等になるイベントがありますので、随時広報紙やホームページ等でお知らせしていきます。

## ◆ 12月までのイベント・行事等の中止（令和2年5月21日現在）

月	日	事業名	担当課・問い合わせ
6月	7日	春の清掃デー	農政環境課生活環境係
7月	4、5日	子ども会野外生活リーダー研修会	教育課生涯学習係
	7月～8月	総合プール	教育課生涯学習係
8月	9日	福岡県民体育大会夏季大会（水泳）	教育課生涯学習係
9月	6日	すまいるフェア（空家個別相談会）	政策推進課政策係
	26、27日	福岡県民体育大会秋季大会	教育課生涯学習係
10月	4日	くらて元気まつり	地域振興課商工振興係
	11日	鞍手町民体育祭	教育課生涯学習係
12月	20日	真ん中くらてコンサート2020	政策推進課政策係

## ◆ 12月までのイベント・行事等の延期（令和2年5月21日現在）

月	日	事業名	担当課・問い合わせ
6月	30日まで	鞍手郡民体育大会	教育課生涯学習係
	未定	鞍手町ソフトボール大会	教育課生涯学習係

## 人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。  
 新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守るよう、日常生活を見直してみましょう。

<p><b>1</b> ビデオ通話で <b>オンライン帰省</b></p> 	<p><b>2</b> スーパーは1人 または<b>少人数で</b> <b>すいている時間に</b></p> 	<p><b>3</b> ジョギングは <b>少人数で</b> 公園は<b>すいた時間、</b> <b>場所を選ぶ</b></p> 
<p><b>4</b> 待てる買い物は <b>通販で</b></p> 	<p><b>5</b> 飲み会は 飲み会は <b>オンラインで</b></p> 	<p><b>6</b> 診療は<b>遠隔診療</b> 定期受診は間隔を調整</p> 
<p><b>7</b> 筋トレやヨガは <b>自宅で動画を活用</b></p> 	<p><b>8</b> 飲食は <b>持ち帰り、</b> <b>宅配も</b></p> 	<p><b>9</b> 仕事は<b>在宅勤務</b> 通勤は医療・インフラ・ 物流など社会機能維持 のために</p> 
<p><b>10</b> 会話は <b>マスクをつけて</b></p> 	<p><b>3つの密を</b> <b>避けましょう</b> 1. 換気の悪い密閉空間 2. 多数が集まる密集場所 3. 間近で会話や発声をする密接場面</p>	

# 新しい生活様式

国の専門家会議の提言において、新型コロナウイルス感染者数が限定的となり、対策の強度を一定程度緩められるようになった地域であっても、再度感染が拡大する可能性があるため、長丁場に備え、感染拡大を予防する「新しい生活様式」へ移行していく必要があるとして、具体的な実践例が示されました。感染拡大を予防するために、「新しい生活様式」を日常生活に取り入れてみましょう。

また、これまで不要不急の外出を控えることなどに積極的にご協力いただいているところですが、改めて日常生活において「手洗い、咳エチケット等の感染対策」、「『3つの密』の回避」とともにできる範囲で実践していただくようお願いします。

### ◆イベントの開催について

各自治会や各種団体などでイベントを開催する際は、マスクの着用、消毒、換気等、適切な感染予防対策をするように心がけてください。国の専門家会議においては大規模イベント等について、主催者がリスクを判断し慎重な対応が求められるとの見解が示されています。今後、イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を検討していただくようお願いします。引き続き、感染の拡大防止に十分留意し、社会・経済への影響を考慮し、町民の皆さんの命と健康を守ることを第一に、ご協力をお願いします。

### 特別定額給付金の申請受付が始まっています ※この給付金は、非課税です。所得には含まれません。

基準日（令和2年4月27日）に住民基本台帳に登録されているすべての人を対象に、1人10万円を給付する特別定額給付金の申請受付が始まっています。

申請書は、給付対象者が属する世帯の世帯主に送付していますので、同封の「記入のしかた」を参考に必要事項を記入し、申請者（世帯主）の本人確認書類の写し、振込先金融機関口座確認書類の写しと併せて返信用封筒で役場に返送してください。なお、申請書が届いていない場合は、総務課特別定額給付金担当までお問い合わせください。

●申請期限 令和2年8月7日（金）

●給付金振込時期 申請受付後、給付金振込時期を記載した通知書を郵送します

●申請に関する注意事項

- ① ゆうちょ銀行の通帳に記載されている記号・番号の番号を記入する場合は、末尾の「1」を省いて記入してください（末尾の「1」は共通番号のため不要です）。
- ② 通帳の写しを同封する場合は、通帳の表紙ではなく、通帳の表紙を開いた見開きのページ（カタカナ表記がある部分）の写しをとってください。
- ③ オンライン申請には、マイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードの作成には1か月程度の時間を要するため、お急ぎの場合は郵送申請をおすすめします。

●問い合わせ 総務課特別定額給付金担当（内線326・327）まで



# 鞍手町の独自支援策

令和2年5月20日臨時議会において、町が行う新型コロナウイルス感染症対策の関連補正予算が承認されましたので、お知らせします。これらの対策事業にかかる費用は、国・県の補助金のほか、12月までの開催イベント等を中止した財源で実施することとしています。

今後も町民のみなさんの安全を第一に感染拡大防止に向けて全力で取り組んでいきます。

## ◆住民生活等に対する支援策

事業名	内容
①水道料金に係る基本料金の減免	官公庁を除く、全ての水道使用者の基本料金を令和2年5月検針分（令和2年6月請求分）から6か月間減免
②子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当を受給する世帯に対し支給する国の「子育て世帯への臨時特別給付金（対象児童1人当たり1万円）」に、5千円を上乗せして給付
③ひとり親家庭等臨時特別給付金	児童扶養手当の受給要件を満たすひとり親家庭などの生活を支援するため、対象児童1人当たり1万円を給付

## ◆事業者等に対する支援策

事業名	内容
④持続化支援金給付費	新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受けている中小企業等（法人・個人）を支援するため、福岡県持続化緊急支援金の対象となった中小企業等に対し、法人は最大25万円、個人は最大12.5万円を給付
⑤医療・社会福祉施設等環境改善対策費	医療提供施設（医業、歯科医業）や社会福祉施設等（保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、障がい児者支援施設、介護保険事業所等）に対し、従業員の処遇改善や環境改善（衛生資材や衛生機器の購入など）に要する費用を支援するため、一律10万円を交付 くらす病院へは、発熱外来の受診体制の整備に要した費用を補助 また、医療・社会福祉施設等の衛生環境対策として、町が衛生資材（マスク、消毒液等）を購入し支給

## ◆緊急雇用対策

事業名	内容
⑥新型コロナウイルス感染症緊急雇用対策	新型コロナウイルス感染症の影響により、内定取消し等にあった町民を対象に会計年度任用職員として雇用

## ①水道料金に係る基本料金の減免



令和2年5月に行う水道検針（令和2年6月請求分）より6か月間、上水道の基本料金を減免します。

- 減免期間 令和2年6月分から令和2年11月分
- 検針期間 令和2年5月23日から10月29日
- 減免対象 上水道の基本料金※検針票の金額は減額後の金額です
- 問い合わせ 上下水道課上水道庶務係まで

## ②子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当を受給している世帯（0歳から中学生のいる世帯）に対して、臨時特別給付金を給付します。特例給付の給付を受ける人は給付対象者にはなりません。

- 給付額 対象児童1人につき国から1万円、町独自に5千円
- 対象児童 児童手当の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童を含む）
- 申請・受付期間 申請不要（公務員の方は申請が必要）
- 支払日 6月中旬（予定）
- 問い合わせ 福祉人権課児童人権係まで

## ③ひとり親家庭等臨時特別給付金

ひとり親家庭などを支援するため、児童扶養手当の受給要件を満たすひとり親家庭などに対して臨時特別給付金を給付します。給付金の対象となる人には申請書を送付します。

- 給付額 対象児童1人につき1万円
- 対象児童 児童扶養手当の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童を含む）または令和2年3月31日時点でひとり親医療の認定を受けている児童
- 申請・受付期間 6月（予定）
- 問い合わせ 福祉人権課児童人権係まで



#### ④持続化支援金給付費

町では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大きな影響を受けた事業者に対して、事業を下支えし、再起の糧としていただくために、福岡県の持続化緊急支援金の給付を受けた事業者に対し、町独自の支援策として「鞍手町持続化支援金」を給付します。給付の対象となる法人及び個人は次のとおりです。

- ①福岡県持続化緊急支援金の給付を受けているまたは受けることが確実であること
- ②確定申告の納税地が町内である者又は町内に本社、本店、事業所の所在地を有するものでいずれも継続的に営業を行っており、申請後も継続して事業を行う意思があること
- 支援金額（上限額） 法人は25万円、個人は12万5千円
- 提出書類 ①持続化支援金給付申請書、②個人情報の取り扱いに関する同意書兼宣誓書、③福岡県持続化緊急支援金を受けたこと又は受けることを証する書面の写し、④前年（度）の確定申告書の写し、⑤通帳（振込用）の写しなど、詳しくは町ホームページをご確認ください
- 提出方法 原則、郵送です。ただし、申請にご不明な点がある場合は、完全予約制の支援窓口を設置していますので事前予約をお願いします。受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 提出期間 令和2年5月25日（月）から福岡県持続化緊急支援金の受付終了日が属する月の翌々月末まで（最長で令和3年2月15日）
- 問い合わせ 地域振興課商工振興係まで



#### ⑥新型コロナウイルス感染症緊急雇用対策

企業から内定を取り消された、解雇された町民を対象とする緊急雇用対策として、会計年度任用職員を募集します。

- 応募資格 鞍手町在住で以下の①または②のいずれかを満たす人で令和2年6月8日から就労可能な人
- ①新型コロナウイルス感染症の影響で企業等からの採用の内定が取り消された人
- ②新型コロナウイルス感染症の影響で、企業等から解雇された人
- 申込期限 令和2年6月5日（金）まで
- 応募方法 「鞍手町会計年度任用職員募集案内（緊急雇用対策）」をご覧の上、「鞍手町会計年度任用職員登録申請書（緊急雇用対策）」を郵送又は持参により提出してください。これらの書類は役場または町ホームページで入手できます。
- 任用期間 令和2年6月8日から令和3年3月31日まで
- 問い合わせ 総務課人事法制係まで

### \*\*\*\*\* 税に関するお知らせ \*\*\*\*\*

#### 町税の徴収猶予の「特例制度について」

事業等に係る収入が大きく減少した人に対して、最長1年間、無担保かつ延滞金なしで徴収猶予を適用する特例制度が創設されました。

- 対象者 次の①と②を満たす納税者・特別徴収義務者
- ①令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期と比較して概ね20%以上減少している
- ②一括で納付または納入を行うことが困難であること
- 対象となる税 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するすべての町税
- 申請期限 納期限が令和2年6月30日までのもの（令和2年6月30日まで）納期限が令和2年7月1日以降のもの（納期限まで）
- ※その他にも必要なものがあります。
- 問い合わせ 税務住民課収納係まで

#### 令和3年度固定資産税を減免

事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者が所有する建物や設備に対する令和3年度固定資産税を減免します。

- 対象者と減免額 令和2年2月から10月までの連続する3か月間の事業収入が対前年同期と比較して50%以上減少した場合は全額減免します。30%から50%未満の場合は2分の1に減免します
- ※詳細や手続き等に関しては、お問い合わせください。
- 問い合わせ 税務住民課賦課係まで

#### 国税の納税猶予

税務署に申請することにより納税が猶予される場合があります。国税を一括で納付することができない場合、税務署に申請することにより、猶予制度が適用される場合がありますので、お早めに徴収担当にお電話ください。

- 問い合わせ 直方税務署 ☎22局0880番まで

#### 国民年金保険料の免除申請が可能

収入源となる業務の喪失や売上が減少した人に対して、国民年金保険料の免除が可能になりました。

- 対象者 次の①と②のいずれにも該当する人①令和2年2月以降に、収入が減少したこと、②令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が国民年金保険料免除基準相当になる人
- 対象期間 令和2年2月分から6月分まで（7月分以降は改めて申請が必要）
- 必要書類 ①国民年金保険料免除・納付猶予申請書②所得の申立書※①と②は日本年金機構ホームページよりダウンロード可能
- 申請方法 保険健康課国保年金係または年金事務所窓口
- 問い合わせ 年金加入者ダイヤル（0570）003局004番

#### 国民健康保険税の減免

一定程度収入が下がった世帯に対して、国民健康保険税を減免する制度があります。

- 対象者は①あるいは②を満たす人が対象者
- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者の収入が一定程度減少した世帯
- 問い合わせ 税務住民課賦課係まで